

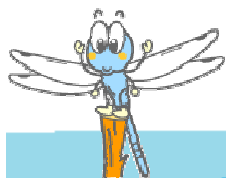
研修限り

# 建築物の防災講習会 建築物等の解体等工事における 石綿の飛散防止対策

令和5年9月6日  
広島県環境県民局環境保全課

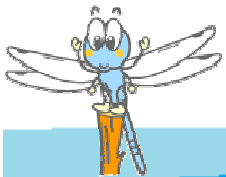


一部、環境省法改正説明資料を抜粋、加工して作成しています。

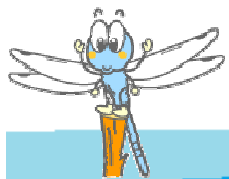


I. 大気汚染防止法の改正による  
規制強化の概要（石綿）

II. 建築物の所有者・管理者等の責務  
（フロン）



# I. 大気汚染防止法の改正による 規制強化の概要（石綿）



# 改正前の大気汚染防止法に基づく建築物解体等に伴う石綿飛散防止の規制の概要

- 建築物又は工作物の解体・改造・補修工事(解体等工事)に伴う石綿の飛散を防止するため、受注者は解体等工事の前に、大防法規制対象の石綿含有建材(特定建築材料)の有無の調査(事前調査)を行う。
- 特定建築材料が使用されている場合は、解体等工事の発注者が都道府県等に届出を行った上で、解体等工事の施工者が作業基準を遵守して除去等を実施。

※1 特定建築材料  
：吹付け石綿(レベル1)  
石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2)2

発注

※2 特定工事：特定粉じん排出等作業を伴う建設工事

※3 特定粉じん排出等作業：特定建築材料が使用されている建築物・工作物の解体・

※4 作業基準補償業負担化、集じん・排気装置の設置、湿潤化、養生等

事前調査 (特定建築材料※1の使用有無の調査)

(元請又は自主施工者) (第18条の17第1・3項)

特定建築材料なし

特定建築材料(レベル1・2)あり  
=特定工事※2に該当

事前調査結果・届出内容の発注者への説明 (元請) (第18条の17第1項)

事前調査結果の揭示 (元請・自主施工者) (第18条の17第4項)

特定粉じん排出等作業※3の都道府県知事への届出 (発注者・自主施工者) (第18条の15)

届出義務違反  
(第34条第1項第1号)

計画変更命令  
(第18条の16)

命令違反  
(第33条の2第1項第2号)

作業基準適合命令等  
(第18条の19)

命令違反  
(第33条の2第1項第2号)

解体等工事

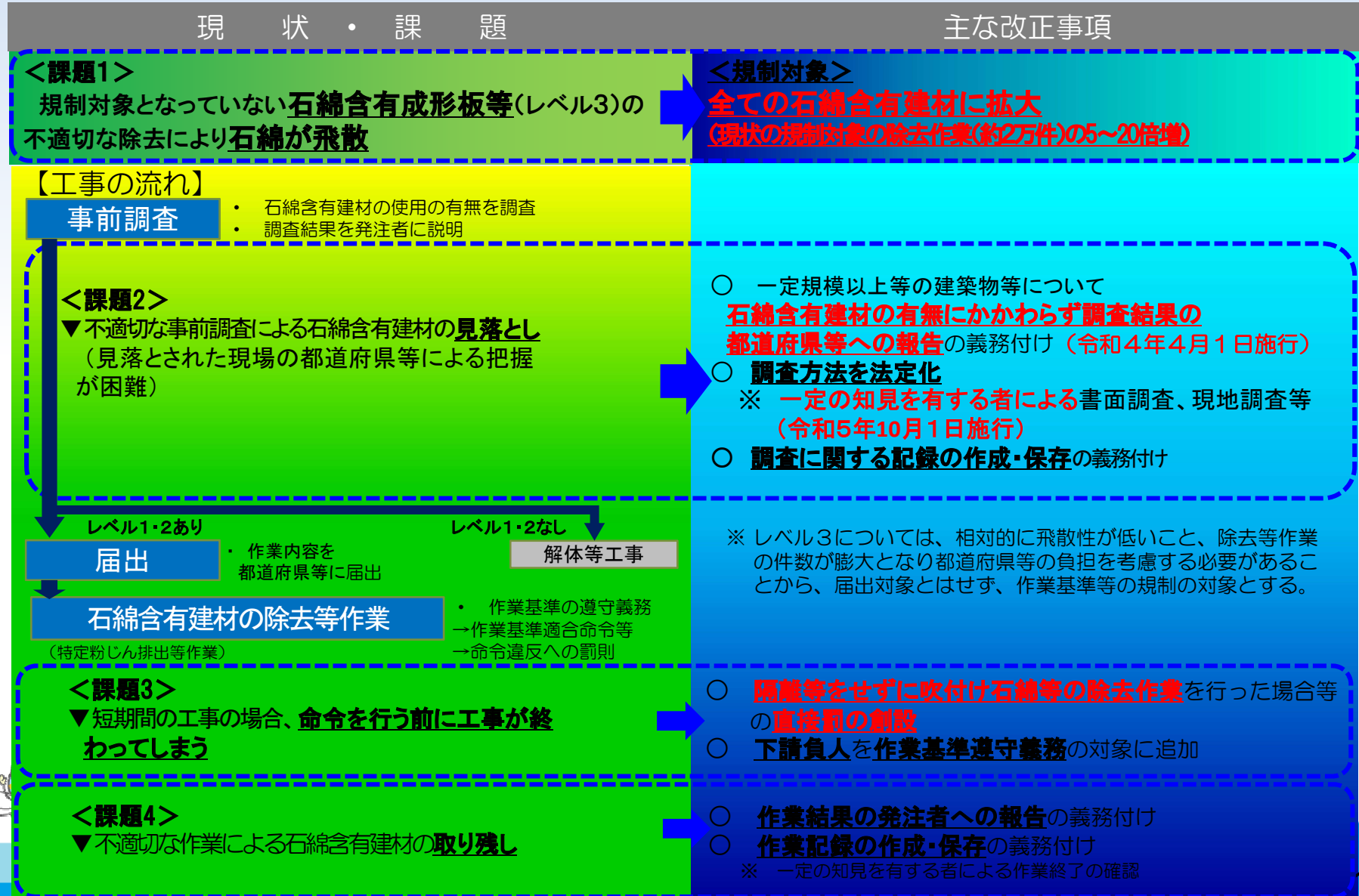
特定粉じん排出等作業※3

作業基準※4の遵守 (元請) (第18条の18)



# 大気汚染防止法の一部を改正する法律(令和2年法律第39号)の概要 (公布日:令和2年6月5日)

建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材への規制対象の拡大、都道府県等への事前調査結果報告の義務付け及び作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設等、対策を一層強化

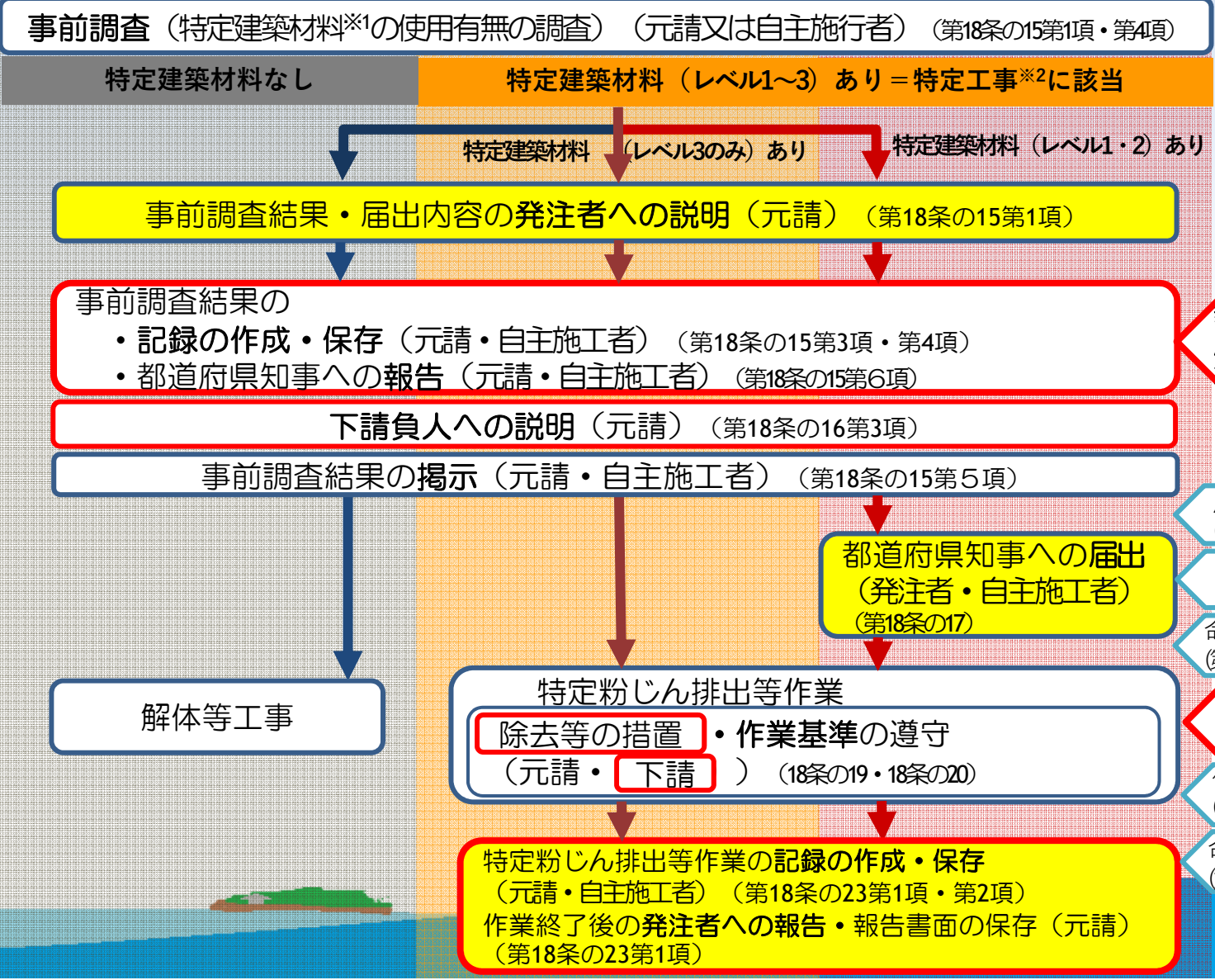


# 改正後の解体等工事に係る規制概要

- ※1 特定建築材料：吹付け石綿(レベル1)、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2)、石綿含有成形板等(レベル3)
- ※2 特定粉じん排出等作業：特定建築材料が使用されている建築物・工作物の解体・改造・補修作業

発注

<凡例>  
青枠：現行制度  
赤枠：改正

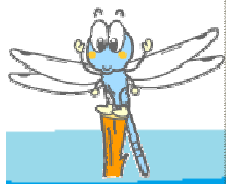


報告義務違反  
虚偽報告  
第35条第4号

届出義務違反  
(第34条第1項第1号)  
計画変更命令  
(第18条の18)  
命令違反  
(第33条の2第1項第2号)

除去等措置違反  
第34条第3号  
作業基準適合命令等  
(第18条の21)

命令違反  
(第33条の2第1項第2号)



# 対象の建材（改正後）

改正点

令和3年4月1日施行

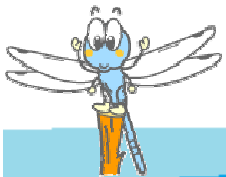
特定建築材料

## 主な石綿含有建材

拡大

レベルの分類	レベル1	レベル2	レベル3
建材の種類	石綿含有吹付け材	石綿含有保温材、 石綿含有耐火被覆材、 石綿含有断熱材	その他の石綿含有建材 (成形板等)
発じん性	著しく高い	高い	比較的低い
使用箇所の例	①耐火建築物、準耐火建築物のはり、柱等の耐火被覆用の吹付け材 ②ビルの機械室、ボイラ室等の天井壁等の吸音、結露防止用の吹付け材	①ボイラ本体、配管等の保温材として張り付け ②建築物の柱、はり、壁等に耐火被覆材として張り付け ③屋根用折板裏断熱材、煙突用断熱材	①建築物の天井、壁等に石綿含有成形板、床にビニル床タイル等を張り付け ②屋根材として石綿スレート ③建築物の内外装の仕上に用いられる仕上塗材 (施工方法を問わない)

※石綿を意図的に含有させたもの又は石綿が重量の0.1%を超えるもの





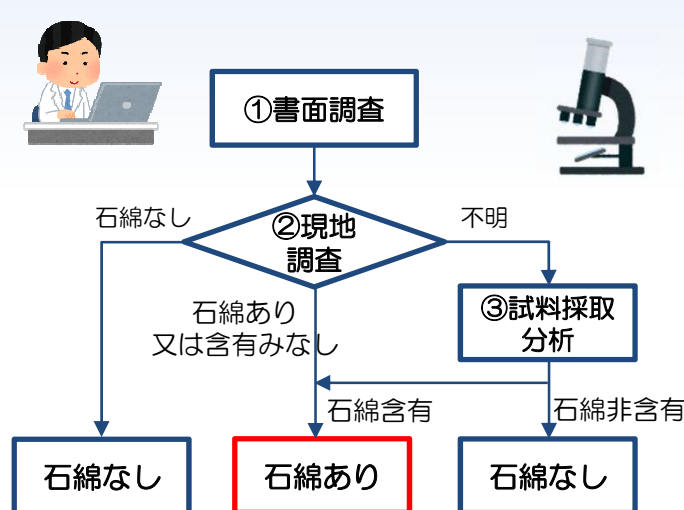
## ＜解体等工事に係る調査及び説明等＞

- 解体等工事の元請業者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果、届出対象特定工事※又はそれ以外の特定工事に係る事項等を記載した書面を交付して説明しなければならない。

(新法第18条の15関係)

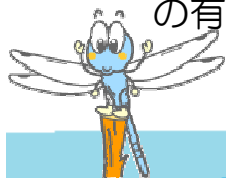
※レベル1・2建材に係る工事

## □ 事前調査の方法が規定されました。(新規則第16条の5)



- ① 設計図書等により新築工事に着手した日、建築材料を確認します。使用されている建築材料に石綿が使用されているか否か、石綿（アスベスト）含有建材データベース等を使用した調査を行います。
- ② 現地で各部屋・部位の網羅的に確認します（書面調査との相違等を確認）。書面調査のみで「石綿使用なし」と判断してはいけません。※
- ③ 同一材料毎に代表試料を採取・分析し、石綿含有の有無を判定します。分析調査は、厚生労働大臣が定める者等（令和2年厚生労働省令第277号）に依頼してください。

※解体等工事が平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当することが設計図書等の書面により明らかである場合は、特定建築材料の有無の目視による調査は不要です。





### <解体等工事に係る調査及び説明等>

- 解体等工事の元請業者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果、届出対象特定工事※又はそれ以外の特定工事に係る事項等を記載した書面を交付して説明しなければならない。（新法第18条の15関係）

### <特定工事の発注者等の配慮等>

- 第十八条の十六 特定工事の発注者は、当該特定工事の元請業者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

- 事前調査の結果は、作業開始前（届出対象工事の場合は工事開始前の14日前まで）に書面で発注者に説明する必要があります。

※レベル1・2建材に係る工事



## ＜特定粉じん排出等作業の実施届出＞

- 特定工事のうち、特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料として政令で定めるものに係る特定粉じん排出等作業を伴うもの（届出対象特定工事）の発注者又は自主施工者は、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。（新法第18条の17関係）

### □ 特定粉じんを多量に発生する等の原因となる特定建築材料（新令第10条の2）

- 吹付け石綿（いわゆるレベル1建材）
- 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（いわゆるレベル2建材）

様式第3の4  
特定粉じん排出等作業実施届出書

年 月 日

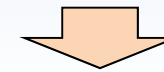
都道府県知事  
市 長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあつては、その代表者 印  
の氏名  
電話番号

特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の15第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

特定工事の場所	(特定工事の名称)
特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物等の解体作業（次項又は3の項を除く） 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材

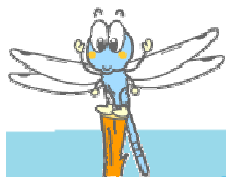
発注者は、解体等工事を開始する14日前までに都道府県知事へ届出



都道府県知事が届出の作業方法が作業基準に適合しないと認める時は、届出受理から14日以内に計画変更を命じる

## ＜特定工事の発注者等の配慮等＞（現行法でも規定あり）

- 特定工事の発注者は、当該特定工事の元請業者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。（新法第18条の16第1項関係）



作業基準に沿って工事が適正になされるように発注者は配慮する義務がある。

### <解体等工事に係る記録の保存>

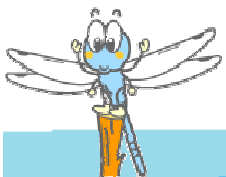
- 解体等工事の元請業者は、環境省令で定めるところにより、事前調査に関する記録を作成し、当該記録及び発注者に説明する際の書面の写しを保存しなければならない。  
(新法第18条の15第3項関係)
- 解体等工事の自主施工者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、事前調査を行うとともに、当該調査に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。  
(新法第18条の15第4項関係)

- 事前調査の結果の記録や発注者への説明書面の写しは、解体等工事の終了後3年間保存する必要があります。

#### 【元請業者】

- 事前調査の記録（新規則第16条の8）
  - 解体等工事の元請業者の名称、調査終了年月日、調査方法、調査結果などの事項について記録
  - 解体等工事が終了した日から3年間保存するものとする。
- 発注者への説明の書面の写し
  - 解体等工事が終了した日から3年間保存するものとする。

\*記録の保存は電子でも可能とする。



□ 建築物に係る事前調査は、「必要な知識を有する者」に実施させる必要があります。  
(新規則第16条の5、令和2年環境省告示第76号)

施行：令和5年10月1日

※特定工作物に関しては、令和8年1月1日より、「必要な知識を有する者」による調査が必要となる

### 【必要な知識を有する者】

- ① 一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
- ② 特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）
- ③ 一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）

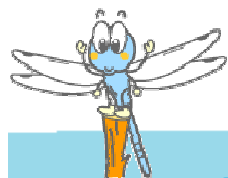


なお、令和4年9月30日までに（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録されている者も「必要な知識を有する者」として認められます。

※ ③は一戸建て住宅や共同住宅の住居の内部のみ実施可能です。

※ 義務付け適用前であっても、可能な限り「必要な知識を有する者」に実施させてください。

※ 事前調査は、現時点でも行う必要があります。



# 「必要な知識を有する者」になるには…

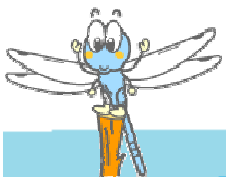
登録講習機関が実施する講習を受講し、修了する必要があります。

【参照】石綿総合情報ポータルサイト

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/>

- 建設業労働災害防止協会 広島県支部
- 中央労働災害防止協会 中四国安全衛生サービスセンター
- 一般財団法人 日本環境衛生センター

※ 申込方法や他の講習については、講習実施機関へ問い合わせてください。



## <解体等工事に係る調査及び説明等>

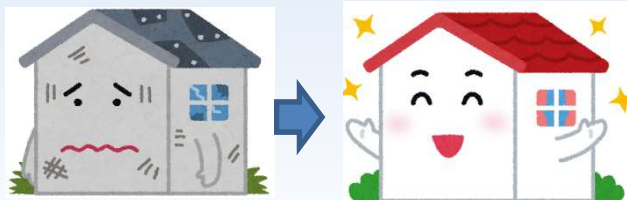
- 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、調査を行ったときは、遅滞なく、当該調査の結果を都道府県知事に報告しなければならない\*。（新法第18条の15第6項関係）

施行 令和4年4月1日

### □ 報告の対象（新規則第16条の11第1項）



**解体工事**  
床面積合計80m<sup>2</sup>以上



**建築物の改造・補修工事**  
請負代金合計100万円以上  
（材料費・消費税を含む。）

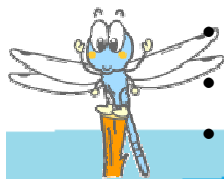


**工作物\*の解体・改造等工事**  
請負代金合計100万円以上  
（材料費・消費税を含む。）

※環境大臣が定めるものに限る

### □ 事前調査結果の報告対象工作物（令和2年環境省告示第77号）

- ・ 反応槽
- ・ 加熱炉
- ・ ボイラー及び圧力容器
- ・ 配管設備（建築物に設ける給水設備等を除く）
- ・ 焼却設備
- ・ 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
- ・ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・ 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く）
- ・ 変電設備
- ・ 配電設備
- ・ 送電設備（ケーブルを含む）
- ・ トンネルの天井板
- ・ プラットホームの上家
- ・ 遮音壁
- ・ 軽量盛土保護パネル
- ・ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- ・ 観光用エレベーターの昇降路の囲い（令和5年10月～）





## <解体等工事に係る調査及び説明等>

- 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、調査を行ったときは、遅滞なく、当該調査の結果を都道府県知事に報告しなければならない\*。（新法第18条の15第6項関係）

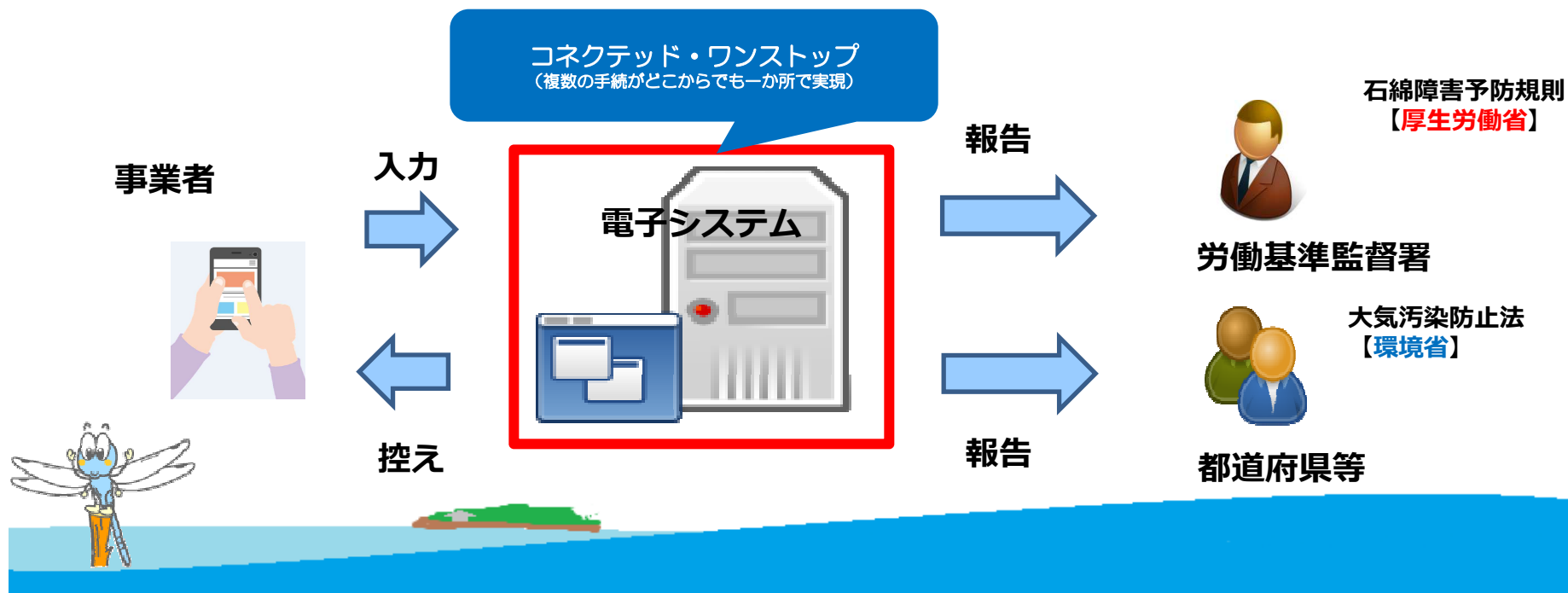
※令和4年4月1日から適用

### □ 報告の内容（新規則第16条の11第2項）

都道府県等が事前調査が適切に行われたか判断できるよう、事前調査の方法及び結果のほか、建築物等の構造、使用されている建築材料の種類など。

### □ 報告の方法（新規則第16条の11第4項）

- 都道府県等が建築物等の解体等工事に係る事前調査の結果を迅速かつ幅広く把握するため、厚生労働省と連携し、事前調査結果の報告に係る電子システムを新たに整備。
- 原則として電子による報告とする。建築物に係る報告件数は膨大な数になると考えられることから、一度入力した内容の自動入力やスマートフォン等からの入力を可能とするなど、利便性に配慮。





### <特定粉じん排出等作業の作業基準>

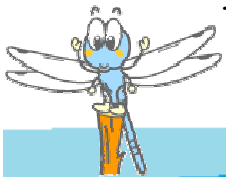
- 特定粉じん排出等作業に係る作業基準は、特定粉じんの種類、**特定建築材料の種類**及び特定粉じんの排出等作業の種類ごとに、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、環境省令で定める。

### <作業基準>

特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における**特定粉じん排出作業の開始前に、次に掲げる事項を記録した当該特定粉じん排出等作業の計画を作成し、当該計画に基づき当該特定粉じん排出等作業を行うこと。**（新規則第16条の4）

#### □ 特定粉じん排出等作業の計画で定める事項

- イ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ロ 特定工事の場所
- ハ 特定粉じん排出等作業の種類
- ニ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ホ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ヘ 特定粉じん排出等作業の方法
- ト 第10条の4第2項各号に掲げる事項
  - ・ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
  - ・ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
  - ・ 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
  - ・ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所



**※レベル3建材の特定工事でも作業計画を定める必要がある**

## <特定粉じん排出等作業の作業基準>

### 石綿含有成形板等又は石綿含有仕上塗材について作業基準を新設（新規則第16条の4第6号）

#### ①石綿含有成形板等（新規則別表第7 4の項に規定）

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じること。

イ 特定建築材料を、切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。

ロ イの方法により特定建築材料（八に規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は一部除去の場合など改造・補修作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。

ハ 石綿含有けい酸カルシウム板第1種にあつては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は一部除去の場合など改造・補修作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 当該特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生※<sup>1</sup>すること。

(2) 当該特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。

ニ 当該特定建築材料の除去後、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。この場合において、ハの規定により養生を行ったときは、当該養生を解く前に清掃を行うこと。

※1 作業場所をプラスチックシート等で囲うことを指し、負圧管理までは要しない。



原形のまま取り外す例



湿潤化の例（散水）



作業の状況（養生内で湿潤化後手作業で除去）

## ②石綿含有仕上塗材（新規則別表第7 3の項に規定）

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じること。

イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。（口の規定により特定建築材料を除去する場合を除く。）

ロ **電気グラインダーその他の電動工具**を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。

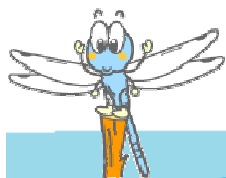
(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生※すること。

(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。

ハ 当該特定建築材料の除去後、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。この場合において、口の規定により養生を行ったときは、当該養生を解く前に清掃を行うこと。

※ 作業場所をプラスチックシート等で囲うことを指し、負圧管理までは要しない。

□ その他、同等以上の効果を有する措置等「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和3年3月)」を参照してください。



集じん装置付き高圧水洗機の例



集じんカバー付きディスクグラインダーの例



## ＜特定建築材料の除去等の方法＞

- 届出対象特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、当該届出対象特定工事において、政令で定める特定建築材料に係る特定粉じん排出等作業について、次のいずれかに掲げる措置（二に掲げる措置にあっては、建築物等を改造し、又は補修する場合に限る。）をそのそれぞれに定める方法により行わなければならない。ただし、建築物等が倒壊するおそれがあるときその他次のいずれかに掲げる措置をそのそれぞれに定める方法により、行うことが技術上著しく困難な場合は、この限りでない。（新法第18条の19関係）

- レベル1・2建材に係る工事（届出対象特定工事）について、除去等の措置を各措置についてそれぞれ定める方法により行わなかった者に対して直接罰を設ける。

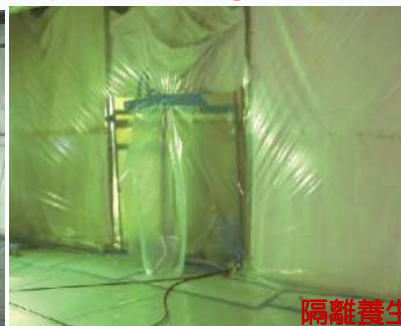
- **直接罰が適用になるのは、以下の方法により行わなかった場合**



そのまま取り外す方法



ポリフィルム



隔離養生



集じん排気装置

隔離＋集じん・排気装置を使用する方法



(例) グローブバック工法



封じ込め

囲い込み

隔離＋集じん・排気装置を使用する方法に準じる方法

封じ込め又は囲い込み

## ＜特定建築材料の除去等の方法＞

- 届出対象特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、当該届出対象特定工事において、政令で定める特定建築材料に係る特定粉じん排出等作業について、次のいずれかに掲げる措置（二に掲げる措置にあっては、建築物等を改造し、又は補修する場合に限る。）をそのそれぞれに定める方法により行わなければならない。ただし、建築物等が倒壊するおそれがあるときその他次のいずれかに掲げる措置をそのそれぞれに定める方法により、行うことが技術上著しく困難な場合は、この限りでない。（新法第18条の19関係）
- 建築物等が倒壊のおそれがあるなど直接罰の対象から除外される場合に該当するか否かは、届出者（発注者等）が届出書に該当する理由を記載することにより、都道府県等が判断。該当しないと判断したときは、除去等の措置を各措置についてそれぞれ定める方法で行うことを命ずるものとする。（新法第18条の18第1項関係）
- 集じん・排気装置（新規則第16条の13）  
新法第18条の19第1号口の環境省令で定める集じん・排気装置は、日本産業規格 Z8122に定めるHEPAフィルタを付けたものとする。
- 被覆・固着する方法：囲い込み又は封じ込め（板状の物等で覆って密閉すること、薬液等の散布により表面を固化すること等）を行う方法とする。ただし、以下の作業を行う場合は、隔離し、HEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用する方法とする。
  - ・吹付け石綿の囲い込み又は石綿含有断熱材等の囲い込み・封じ込め（切断・破砕等を伴うものに限る。）
  - ・吹付け石綿の封じ込め（新規則第16条の15）
- 囲い込み・封じ込めに係る作業基準：新規則別表第7の1の項下欄イからトまでに掲げる事項  
\* 特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕の方法で除去する場合と同じ基準



## <特定粉じん排出等作業中の石綿漏えいの有無の確認>

- 都道府県等においては、条例により特定粉じん排出等作業中の大気濃度の測定を施工者に義務付けている場合があるほか、立入検査時に都道府県等が測定を行う場合もあるところ、都道府県等による測定では、集じん・排気装置の不適切な管理、作業員の隔離場所からの出入りの際の不適切な行動等、作業基準の遵守の不徹底による石綿の飛散が明らかになった事例が散見される。
- そのため、集じん・排気装置の排気口における粉じんを迅速に測定できる機器を用いた、集じん・排気装置の正常な稼働の確認の頻度を増やすとともに、前室における負圧の状況の確認も頻度を増やすことにより、隔離場所からの石綿の漏えい防止の強化を図るべきである。  
(中央環境審議会答申「今後の石綿飛散防止の在り方について(答申)」)

現行の作業基準に以下の下線部を追加し、それぞれの確認の頻度を増やす。

### 負圧の状況の確認(新規則別表第7 1の項)

- 二 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。

\* 定期的に行われる数時間毎の休憩時や作業の中断時、当日の作業終了時など

### 集じん・排気装置の正常な稼働の確認(新規則別表第7 1の項)

- ハ (前略) 隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。





### <作業基準の遵守義務等>

- 特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。（新法第18条の20関係）
- 都道府県知事は、特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができる。

（新法第18条の21関係）

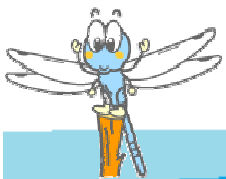
- 下請負人の作業基準遵守義務等の対象への追加に伴い、下請負人が適切に作業を行えるよう下請契約時の工事費等に関する配慮や作業方法の説明に関する規定を整備。

（新法第18条の16第2項及び第3項関係）

\* 下請負人への説明事項：作業の種類、実施期間、作業の方法、工程の概要など

（新規則第16条の12）

- 特定工事の元請業者による下請負人の指導について規定（新法第18条の22関係）
- 元請業者は、適切に下請負人の指導を行わない場合、作業基準適合命令等の対象となり得る。

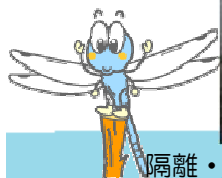




## ＜特定粉じん排出等作業の結果の報告等＞

- 特定工事の元請業者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、その結果を遅滞なく当該特定工事の発注者に書面で報告するとともに、当該特定粉じん排出等作業に関する記録を作成し、当該記録及び当該書面の写しを保存しなければならない。  
(新法第18条の23第1項関係)

- 作業完了の確認を適切に行うために必要な知識を有する者に、当該確認を目視により行わせることを義務付け。（新規則第16条の4第5号）  
＊作業完了の確認を適切に行うために知識を有する者：事前調査を行わせる者又は石綿作業主任者
- 清掃：作業基準において特定建築材料除去後、作業場の隔離又は養生を解く前に、清掃の実施の義務づけを明確化（新規則別表第7の1～2、4～6の項）
- 隔離を解く際の確認：一般大気中への飛散のおそれがないことの確認を義務づけ  
(新規則別表第7の1、6の項)
- 発注者への報告事項：作業完了年月日、作業実施状況の概要、完了の確認を行った者の氏名等  
(新規則第16条の16第1項)
- 作業記録及び発注者への報告書面の写しの保存期間：特定工事が終了した日から3年間  
(新規則第16条の16第2項)
- 作業中の記録：負圧の状況の確認、集じん・排気装置の正常の確認等について記録し、特定工事が終了するまでの間保存（新規則第16条の4第3号）



隔離・養生シートへの粉じん飛散防止剤の散布



高性能真空掃除機を用いた作業場内の仕上げ清掃



養生シートの撤去

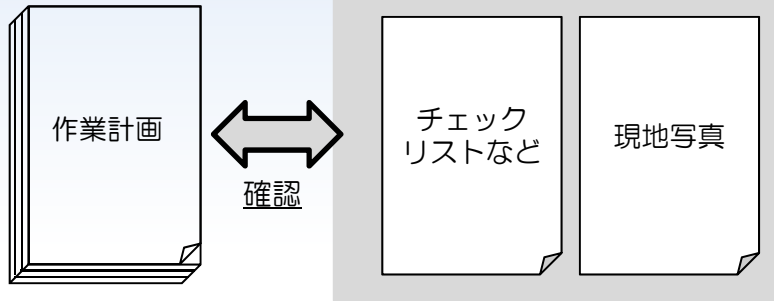
# (参考) 石綿含有建材の除去作業が適切に終了したことの確認のイメージ

石綿含有建材除去作業中

石綿含有建材除去作業後

- 実際に除去作業を行う者が、作業中の飛散防止措置等を記録し、工事終了まで保存

(新規則第16条の4第3号)



- 元請業者が計画に基づき適正に行われていることを確認

(新規則第16条の4第4号)

- 自主施工者は自ら確認・記録

(新規則第16条の4第3号)

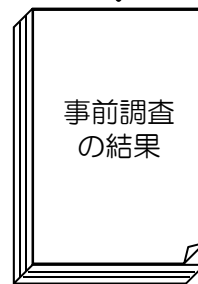
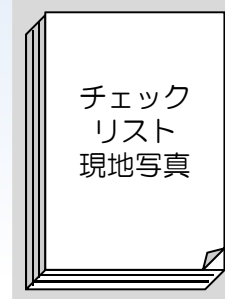
事前調査の結果

- 写しを現場に備え置き・現場に掲示

(新法第18条の15第5項)

- 除去作業終了後に元請業者が確認

(新規則第16条の4第4号)



- 隔離解除前、元請業者が事前調査を行わせる者又は石綿作業主任者に確認を依頼

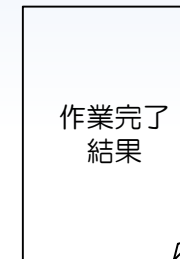
- 自主施工者は自ら実施

(新規則第16条の4第5号)

隔離がある場合は、隔離解除

発注者

報告



元請業者



自主施工者

- 元請業者は、作業完了結果を発注者へ報告
- 元請業者及び自主施工者は、作業完了結果を作業終了日から3年間保存

(新法第18条の23第1項及び第2項)  
(新規則第16条の16第1項及び第2項、第16条の17)

## <国及び地方公共団体の施策>

- 国は、建築物等に特定建築材料が使用されているか否かを把握するために必要な情報の収集、整理及び提供その他の特定工事等に伴う特定粉じんの排出又は飛散の抑制に関する施策の実施に努めなければならない。（新法第18条の24関係）
- 地方公共団体は、建築物等の所有者、管理者又は占有者に対し、特定建築材料及び建築物等に特定建築材料が使用されているか否かの把握に関する知識の普及を図るよう努めるとともに、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、特定工事等に伴う特定粉じんの排出又は飛散を抑制するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない（新法第18条の25関係）

- 災害時に備え、国や都道府県等は、情報の提供や知識の普及等により、建築物等の所有者等による平時からの建築物等への特定建築材料の使用状況の把握を後押し。
- 国の施策：把握のための情報源や把握の手法について情報提供。地方公共団体の体制づくりのためのモデル事業を実施。
- 地方公共団体の施策：把握のための情報の収集・整理や災害時の活用

### <災害時における石綿飛散状況>

東日本大震災において建物破損後、露出した吹付け石綿（赤矢印の箇所）

阪神淡路大震災や東日本大震災時においては解体・改修工事現場付近における石綿繊維数濃度が1本/Lを超過した事例が確認されている。

出典)「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改訂版)」  
(平成29年9月環境省水・大気環境局大気環境課)



## <報告及び検査の対象の追加>

- 環境大臣又は都道府県知事による報告徴収の対象に下請負人を、立入検査の対象に解体等工事の元請業者、自主施工者又は下請負人の営業所、事務所その他の事業場を加える。  
(新法第26条第1項関係)

- 新たに各種記録の保存を義務付けるにあたり、事業者の事務所等へも立入検査ができるよう都道府県等による立入検査の対象を拡大。

## <罰則>

- 所要の罰則規定を置く。 (新法第34条第3号及び第35条第4号関係)

- 事前調査の結果の報告義務違反：30万円以下の罰金
- 除去等の措置の義務違反：3月以下の懲役又は30万円以下の罰金

(参考)

作業基準適合命令等違反：6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

## <施行期日等>

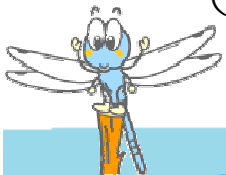
- この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、事前調査結果の報告に関する規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
(改正法附則第1条関係)
- 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。  
(改正法附則第5条関係)

- 施行日は、令和3年4月1日。

ただし、事前調査結果の報告については、電子システムの構築に要する期間を踏まえ、令和4年4月1日施行。

(参考)

一定の知見を有する者による事前調査の義務付け：令和5年10月1日 施行



# 参考資料

- ・ 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏洩えい防止対策徹底マニュアル（厚生労働省・環境省）

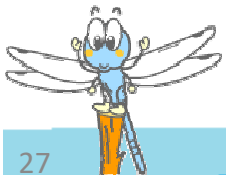
[https://www.env.go.jp/air/asbestos/post\\_71.html](https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html)

- ・ 目で見るアスベスト建材（国土交通省）

[https://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425\\_3\\_.html](https://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425_3_.html)

- ・ 大気汚染防止法・広島県生活環境の保全等に関する条例（大気関係）の概要（別冊：特定粉じん（石綿）関係法令編）  
（広島県環境保全課）

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/e-e1-gaiyo-gaiyo01.html>



## 関連情報（HP）

【大気汚染防止法の改正について】

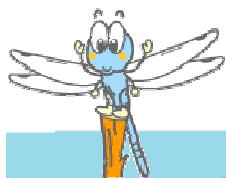
（環境省HP）

[http://www.env.go.jp/air/post\\_48.html](http://www.env.go.jp/air/post_48.html)

（県HP）

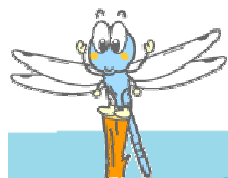
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/r02asbesuto-kaisei.html>

ホームページにも関連情報を掲載しています。





## Ⅱ. 建築物の所有者・管理者等の責務 (フロン)





# フロン排出抑制法による規制強化について

機器管理者の皆様へ



フロン排出抑制法の改正(2020年4月1日施行)により  
**業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器を  
廃棄する際の規制が強化されました。**

機器は捨てるまできちんと管理を!

**機器を捨てる際にフロン類を回収しない  
違反には **罰金** が科せられます!**

フロン類を回収しないまま機器を廃棄する違反については、行政処分のみならず  
**刑事罰(50万円以下の罰金)の適用対象**となります。

機器廃棄時には必ず充填回収業者にフロン類の回収を依頼してください。

**フロン類の回収が証明できない機器は  
引取ってもらえません!**



廃棄物・リサイクル業者に業務用エアコン等の処分を依頼する際には、  
**引取証明書**の写しを渡してください。

**引取証明書** : 充填回収業者がフロン類を回収した際に発行する書面

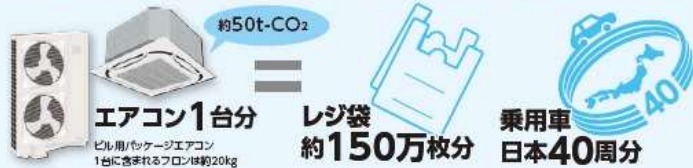
フロン排出抑制法の  
対象となる機器

業務用のエアコン・  
冷凍冷蔵機器のうち、  
フロン類が  
使われているもの



**フロン類は強力な温室効果ガスです!**

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100~10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に  
甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



機器を **使用** しているとき

- 保有する機器の点検を実施してください。  
※簡易点検:すべての機器に対し、3ヶ月に1回以上実施。  
定期点検:一定規模以上の機器に対し、1年又は3年に1回以上、専門業者に委託して実施。
- 改正** ● 点検の記録は、機器を設置してから廃棄した後も**3年間保存**してください。
- フロン類の充填・回収は、都道府県に登録された**第一種フロン類充填回収業者**のみ行うことができます。
- フロン類の漏えいが見つかった場合、**修理なしでのフロン類の充填は原則禁止**です。
- 年間漏えい量が一定以上の場合、国に**報告**してください。(フロン類特定漏えい報告書・公表規則)

機器を **廃棄** するとき

- フロン類の回収を**第一種フロン類充填回収業者**に依頼してください。
- 引取証明書(原本)は**3年間保存**してください。
- 改正** ● 廃棄物・リサイクル業者に機器を引渡す際には、**引取証明書の写しを作成し、機器と一緒に渡す**してください。(下図左)  
※廃棄物・リサイクル業者が充填回収業者の登録を受けている場合には、フロン類の回収とあわせて機器の引取りも依頼することができます。(下図右)
- 改正** ● 解体工事の場合には、**元請業者から事前説明された書面を3年間保存**してください。

フロン類の回収と機器の処分を  
**別の** 事業者に依頼する場合



フロン類の回収と機器の処分を  
**同じ** 事業者に依頼する場合



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

<http://www.env.go.jp/a/act/furony/>



お問い合わせ先

環境省 地球環境部 地球温暖化対策課 フロン対策室  
<http://www.env.go.jp/earth/ozone/dcc/ctr.html>

環境省 環境部 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室  
TEL:03-3581-3351(内線6753)

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室  
TEL:03-3501-1511(内線3711)



# 建物解体時等のフロン排出抑制法による規制について

(別紙：参考様式)

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

## 第一種特定製品事前確認結果説明書

交付年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
 ※交付の日から3年間保存

(特定解体工事発注者)

氏名又は名称  
 住所

(特定解体工事元請業者)

氏名又は名称  
 住所

責任者氏名：  
 電話番号：

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 42 条第 1 項の規定により、下記の工事において全部又は一部を解体する建築物等における第一種特定製品の設置の有無の確認結果について、下記のとおり説明します。

記

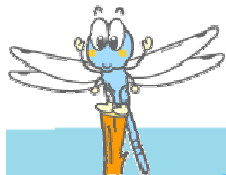
特定解体工事の名称 \_\_\_\_\_

特定解体工事の場所 \_\_\_\_\_

第一種特定製品（フロン類を使用する業務用冷凍空調機器）の設置の有無		
□あり		□なし
フロン類回収済み	フロン類未回収	<input type="checkbox"/> 当初から設置なし <input type="checkbox"/> 撤去済み <input type="checkbox"/> 家庭用機器のみ <small>※家庭用エアコン等の家電リサイクル法対象機器については、発注者の責任において事前に同法に基づき処理してください。</small>
エアコンディショナー 台	エアコンディショナー 台	
冷蔵庫及び冷凍機器 台	冷蔵庫及び冷凍機器 台	
<small>※以下、発注者と受注者で協議の上、記載</small> ・フロン回収済みの機器の引取証明書の写しの廃棄物処理業者等への交付 <input type="checkbox"/> 発注者が実施 <input type="checkbox"/> 受注者が実施	<small>※以下、発注者と受注者で協議の上、記載</small> ・フロン類の回収 <input type="checkbox"/> 発注者が実施 <input type="checkbox"/> 受注者が実施 ・フロン類回収後の引取証明書の写しの廃棄物処理業者等への交付 <input type="checkbox"/> 発注者が実施 <input type="checkbox"/> 受注者が実施 ・フロン類の回収等に係る費用 <input type="checkbox"/> 当初契約に計上 <input type="checkbox"/> 設計変更対象	

**(注意事項)**

- ・フロン類の回収をせずにみだりに放出した場合、放出をした者が罰せられます。
- ・フロン類の回収をせずに第一種特定製品の廃棄等を行うと、廃棄等を行った者(発注者)が罰せられます。
- ・廃棄物処理業者等に対して第一種特定製品の引取り等を依頼する際には、引取証明書の写しの交付が必要です。受注者を介して廃棄物処理業者等へフロン類回収済みの機器を引き渡す場合は、引取証明書の写しを受注者に渡す必要があります。提供されない場合には、第一種特定製品の処分を行うことができず、工事の工程及び費用に影響を及ぼすおそれがあります。



## 関連情報（HP）

【フロン法の改正について】

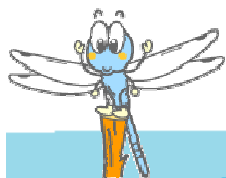
（環境省HP）

<https://www.env.go.jp/earth/earth/24.html>

（県HP）

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/46/r020401kaiseifuron.html>

随時、情報を更新していますのでご確認ください。





<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/>

終

